

平成30年第9回教育委員会定例会

平成30年第9回教育委員会定例会が平成30年9月14日午前9時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- 1 日 時 平成30年9月14日(金) 午前9時30分から
- 2 場 所 生涯学習センター アミューホール
- 3 付議案件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 坂田 篤 (教育長)
宮川 保之 (教育長職務代理者)
植松 紀子 (委員)
粕谷 衛 (委員)
兵頭 扶美枝 (委員)
- 5 出席説明者 石川 智裕 (教育部長)
長井 満敏 (教育部参事)
細山 克昭 (教育総務課長)
馬場 一平 (統括指導主事)
西山 智 (指導主事)
- 6 書 記 鈴木 丈洋 (教育総務課庶務係長)
大津 雄平

平成 30 年第 9 回清瀬市教育委員会議事日程

平成 30 年 9 月 14 日
午 前 9 時 30 分

- 日程第 1 会議録署名委員の指名(兵頭委員)
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 教育委員報告
- 日程第 4 議案第 20 号 清瀬市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 日程第 5 議案第 21 号 清瀬市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則について
- 日程第 6 議案第 22 号 清瀬市立学校職員服務規程の一部改正について
- 日程第 7 報告事項 1 平成 30 年度 第 1 学期のいじめ及び不登校の状況について
- 日程第 8 報告事項 2 学力調査の結果について(速報値)
- 日程第 9 報告事項 3 事務執行状況報告について
- 日程第 10 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

開会

坂田教育長が開会を宣言。

日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が兵頭委員を指名

日程第2 教育長報告

(坂田教育長)

○「通学カバンの重さ」について

現在開会中の市議会第3回定例会一般質問において、ある議員から「小中学生のカバンが重すぎる」という問題提起とともに質問があった。

「通学カバンの重さ」だけのことであれば教育委員会で取り上げるまでもないことだが、教育の本質である「信頼」の構築や「自分たちの課題は自分たちで解決する」という主体性、「要求と責任」という社会的真理については十分議論に値する。

日程第3 教育委員報告

(粕谷委員)

○8/23(木) 東京都市町村教育委員会連合会第2回常任理事会・理事会・理事研修会

(兵頭委員)

○7月31日(火)男女共同参画センター運営委員会

○8月17日(金) 清瀬の富士講視察

(植松委員)

○報告なし

(宮川教育長職務代理者)

○報告なし

日程第4 議案第20号 清瀬市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

(細山教育総務課長)

議案第20号「清瀬市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」を説明いたします。

各小中学校に設けている、校長が病気等で休職となった場合に利用する校長代理印について、本公印は利用する機会が少なく、多忙である副校長が公印看守者となっているのが現状です。そのため、各学校の校長代理印を廃止し、代わりに全校で 1 つの公印、東京都清瀬市立小中学校長代理の印を新調し、教育総務課長を管守者とする改正内容でございます。

ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

(全員異議なしで可決)

日程第 5 議案第 21 号 清瀬市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則について

(長井教育部参事)

改正理由ですが、本規則第 4 条の承認する場合の適用基準の例となる基準が、平成 12 年 3 月 29 日に適用基準として制定され、暫定基準が廃止となりました。本規則においても新適用基準を引用する必要があるため、この議案を提出するものです。

裏面新旧対照表をご覧ください。現行の規則では、「東京都立学校及び区立学校職員の職務に専念する義務の免除承認の暫定基準の制定について」(昭和 41 年 12 月 1 日、41 教人職発第 247 号)を引用し、適用基準として取り扱ってきました。しかし、旧適用基準は、「東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除承認の適用基準の制定について」(平成 12 年 3 月 29 日、11 教人職第 911 号)が平成 12 年 4 月 1 日より施行されたことにより、廃止となりました。

このため、当規則においても新適用基準を引用することとするため、当該箇所を改正するものです。

施行日は、公布の日から施行します。以上です。

(全員異議なしで可決)

日程第 6 議案第 22 号 清瀬市立学校職員服務規程の一部改正について

(長井教育部参事)

改正の理由ですが、学校職員が私事旅行により住所地を離れるときには、旅行中の連絡体制をとるために、事前に所属長へ私事旅行届を提出することとなっています。しかし、携帯電話の普及や通信技術の発達により、旅行中でも旅行者と所属長とで連絡を取り合うことが容易になっています。このことから、私事旅行届の提出を基本的に廃止することとしたいため、本議案を提出します。

次に、裏面新旧対照表をご覧ください。現行では、「学校職員は、私事旅行等により、その住所を離れるときは、その間の連絡先等をあらかじめ上司に届出なければならない」

となっています。しかし、現在は携帯電話の普及や通信技術が発達したことにより、旅行者と連絡を取り合うことが容易になったため、私事旅行届の提出は不要と考え、改正案にはカッコ書きで「連絡することに支障のない国内旅行を除く」という記載を加えました。

ただし、海外旅行や、国内旅行でも連絡の取れない場所へ旅行する場合、並びに旅行者が携帯電話等を持たず、常時連絡をとることができない場合には、これまでどおり事前に私事旅行届を提出することとします。

これによる他の例規への影響は、特にありません。施行日は、公布の日から施行します。以上です。

(全員異議なしで可決)

日程第7 報告事項1 平成30年度 第1学期のいじめ及び不登校の状況について (馬場統括指導主事)
--

平成30年度のいじめの状況について御報告いたします。

小学校では認定としては7件でした。一定解消、継続支援中は昨年度からの引継案件も含めて8件でした。

中学校では認定としては13件でした。一定解消、継続支援中は12件、取組中は1件でした。

各学校では、いじめについてアンテナを高くして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して、早期発見・早期対応を心がけています。

9月3日から7日にかけて市内全ての小・中学校では「命の週間」を位置付け、「全校朝会における校長の講話」「教員によるあいさつ運動・あいさつプラス一言運動」「発育測定時の観察」「道徳の授業の授業改善」「道徳授業地区公開講座をきっかけとした家庭・地域との連携」「相談週間の実施」など様々な取組を行いました。

「命の週間」は終わりましたが、引き続き意識を高めて、日々の子供の様子をしっかりと見取るよう各学校へ働き掛けてまいります。

次に、1学期の不登校及び不登校要因有の状況について御報告いたします。

小学校は20名、不登校の割合は0.568%でした。

中学校は39名、不登校の割合は2.143%でした。

特に中学校段階では、学業不振や人間関係、無気力、不安などに悩み、不登校となるケースが散見されます。また、家庭の問題に起因すると思われる不登校も見られます。家庭起因の生徒についてはスクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センターと連携して対応しております。さらに教育相談センターでは、月1回、経営会議や不登校対策会議を開催して情報を共有し、学校との連携を視野に短期、中期、長期のビジョンをもって対応しています。今後も、不登校の児童・生徒を正確に見取り、教育相談セン

ターを中心として、学校と連携し、適切に対応できるよう努めてまいります。

以上で、1学期のいじめ及び不登校についての報告を終わります。

(宮川教育長職務代理者)

いじめについて、5月、6月に発生件数が多い傾向にある。また、不登校については、小学生では6年生で増えるが、いつから不登校になりかけているのか。これについての理由や背景を学校は認識しているか。校長会で議論する場を設けるべきではないか。

(馬場統括指導主事)

ふれあい週間の意義を認識するなど、生活指導主任会を中心に話題を設けているところでございます。

また、ご指摘いただいたように、校長会で話す場を設けて議論して参りたいと思います。

(坂田教育長)

不登校は、例年に比べて増えているのか。

(馬場統括指導主事)

そこまで大きな変化はございません。

(粕谷委員)

中学1年生の不登校生徒のうち、小学校から継続して不登校の子供は何人いるか。

(馬場統括指導主事)

今回の報告については中学に入ってから、6月の見取りからの発見なので、現時点では把握しておりません。個人的にあたって精査していく必要がございます。

日程第8 報告事項2 学力調査の結果について(速報値)

(馬場統括指導主事)

平成30年度に実施した学力調査の結果の速報値を御報告いたします。

実施した調査は、小学校第4学年、中学校第1学年を対象とした清瀬市の調査、小学校第5学年、中学校第2学年を対象とした東京都の調査、小学校第6学年、中学校第3学年を対象とした国の調査です。

本日は国語と算数・数学の結果について資料と、参考資料として都の調査問題及び国の調査報告書をお配りしております。

国語と算数・数学の結果については、1枚目が小学校第4学年、2枚目が第5学年、

4 枚目が中学校第 1 学年と、学年段階で綴じてあります。

対象児童・生徒、問題も違うので、経年変化を見ることはできませんが、小学校・中学校の国語と算数・数学の全体の傾向と四分位の各層分布、習得目標値及び到達目標値の児童・生徒の割合について捉えることができるかと思えます。

また、このグラフは、清瀬市全体の傾向であり、各校で状況は異なります。課題も各校で様々です。本調査の結果の学校単位の分析は、学校で既に始まっています。最終的には、分析結果を基に授業改善推進プランを作成し、各校において授業改善に役立てていきます。

市としても、国の B 問題や都の「読み解く」問題に例示されているような問題解決型の学習を充実させて、A 層 B 層や到達目標値以上の児童・生徒を増やすこと、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせていくための取組や指導を充実させて、C 層 D 層の児童・生徒を減らしていくことを目指し、今後、本調査を分析し、市内全体の傾向や課題を捉え、教科ごとに授業改善のポイントを示しながら指導・助言を行い教員の指導力の向上を図ってまいります。

以上です。

(質疑なし)

日程第 9 報告事項 3 事務執行状況報告について

(資料配布のみ)

日程第 10 その他 今後の日程について

(細山教育総務課長)

○9 月 15 日(土)中学校連合音楽会(清瀬けやきホール) 午後 1 時～

○9 月 23 日(日)ティーボール大会(清瀬内山運動公園サッカー場) 午前 9 時～午後 0 時

○9 月 29 日(土)運動会(清小、芝小、三小、四小、六小、十小、清明小)

○10 月 5 日(金)教育委員会全員協議会(清瀬市役所 第 2 委員会室) 午後 1 時 30 分～

○10 月 8 日(月)市民マラソン大会(清瀬中学校) 午前 8 時 30 分～

○10 月 18 日(木)～20 日(土)清瀬教育の日(市内一斉授業公開)

○10 月 19 日(金)教育委員会定例会(健康センター第 2 会議室) 午前 9 時 30 分～

閉会

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午前 11 時 25 分

平成 30 年 9 月 14 日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂田 篤

委員 兵頭 扶美枝